

○帯広市聴聞等に関する規則

平成6年9月28日

規則第51号

改正 平成9年5月16日規則第53号

平成15年4月1日規則第25号

(趣旨等)

第1条 この規則は、市長又はその補助機関（以下「市長」という。）が、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により行う聴聞又は弁明の機会の付与の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(聴聞の通知)

第3条 法第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第4条 当事者は、やむを得ない理由があるときは、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により、聴聞の期日の変更を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、法第15条第1項又は第3項の規定により通知された聴聞の期日の変更に係るものにあつては市長に対して、法第22条第2項又は第3項（法第25条において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日（第9条第1項ただし書において「続行期日等」という。）の変更に係るものにあつては主宰者に対してこれを行わなければならない。

3 市長又は主宰者は、第1項の規定による申出に基づいて、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

4 市長又は主宰者は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（当該期日を変更した時までに、法第17条第1項の規定による求めに応じた者又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に聴聞期日変更通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(代理人)

第5条 当事者は、法第16条第1項の規定により代理人を選任しようとするときは、聴聞の期日の3日前までに、代理人選任届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項本文(法第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日において引き続き代理させようとする代理人については、この限りでない。

2 前項の代理人選任届出書には、当事者が当該代理人に対して当事者のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した委任状を添付しなければならない。

3 前2項の規定は、法第17条第2項の規定により参加人が代理人を選任する場合に準用する。この場合において、第1項中「当事者」とあるのは「参加人」と、「第16条第1項」とあるのは「第17条第2項」と、第2項中「当事者」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第6条 関係人は、法第17条第1項の規定による許可を受けようとするときは、聴聞の期日の3日前(その者が聴聞の期日の3日前までに申請書を提出することができないことについて理由があるときは、聴聞の期日)までに、聴聞参加許可申請書(様式第5号)を、主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、前項の規定により聴聞への参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に聴聞参加許可書(様式第6号)により通知するものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第7条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、法第18条第1項の規定による資料の閲覧を請求しようとするときは、文書等閲覧・写しの交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧の請求については、口頭ですることができる。

2 市長は、前項の資料の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に文書等閲覧・写しの交付許可書(様式第8号)により通知するものとする。

3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において資料を閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者又は参加人に文書等閲覧・写しの交付許可書により通知するものとする。この場合において、

主宰者は、法第22条第1項の規定により聴聞を続行するときは、当該閲覧の日以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の資格)

第8条 市長は、法第19条第1項の規定による主宰者の指名を、法第15条第1項の規定による通知を発したとき(同条第3項の規定により掲示を始めた時を含む。)までに行うものとする。

2 市長は、主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第9条 当事者又は参加人は、法第20条第3項の規定による許可を受けようとするときは、聴聞の期日の3日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第9号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、続行期日等に出頭させようとする補佐人で、既に許可を受けた事項について補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に、補佐人出頭許可書(様式第10号)により通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第10条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第11条 市長は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めたととき、又は法律の規定により聴聞の期日における審理を公開により行わなければならないとされているときは、聴聞の期日及び場所を告示するとともに、その旨を当事者及び参加人(当該告示をした時まで、法第17条第1項の規定による求めに応じた者又は同項の規定による許可を受けている者に限る。)に対し、速やかに、審理公開通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(陳述書の提出方法)

第12条 当事者又は参加人は、法第21条第1項の規定による陳述書を提出しようとするときは、陳述書（様式第12号）により行うものとする。

（続行期日の指定の通知）

第13条 市長は、法第22条第2項本文の規定により当事者又は参加人に聴聞の続行を通知するときは、聴聞続行通知書（様式第13号）により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の提出）

第14条 法第24条第1項に規定する聴聞の審理の経過を記載した調書は、聴聞調書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第24条第3項に規定する報告は、報告書（様式第15号）により行うものとする。

3 主宰者は、聴聞調書を市長に提出する際、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付することができる。

（聴聞調書及び報告書の閲覧）

第15条 当事者又は参加人は、法第24条第4項の規定により閲覧を請求しようとするときは、聴聞調書・報告書閲覧・写しの交付申請書（様式第16号）を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては市長に、それぞれ提出しなければならない。

2 市長は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に聴聞調書・報告書閲覧・写しの交付許可書（様式第17号）により通知するものとする。

（聴聞の再開通知）

第16条 法第25条後段において準用する法第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞再開通知書（様式第18号）により行うものとする。

（書記）

第17条 主宰者は、その職務を補助させるため、書記を置くことができる。

（弁明の機会の付与の通知）

第18条 法第30条の規定による通知は、弁明機会の付与通知書（様式第19号）により行うものとする。

（弁明書の提出）

第19条 前条の規定による通知を受けた者で弁明をしようとする者は、市長が口頭であることを認めるときを除き弁明書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（弁明の期日の変更）

第20条 法第29条第1項の規定により口頭による弁明の機会を与えられた者（以下「口頭に

よる弁明人」という。)は、やむを得ない理由があるときは、弁明の期日変更申出書(様式第21号)により、第18条の規定による通知により指定された出頭すべき日時(以下「弁明の期日」という。)の変更を市長に申し出ることができる。

- 2 第4条第3項及び第4項の規定は、弁明の期日の変更について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「市長又は主宰者」とあるのは「市長」と、同項中「当事者及び参加人(当該期日を変更した時まで、法第17条第1項の規定による求めに応じた者又は同項の規定による許可を受けている者に限る。)」とあるのは「口頭による弁明人」と読み替えるものとする。

(口頭による弁明の手続)

第21条 口頭による弁明人は、弁明の期日において口頭により弁明を行うときは、次に掲げる事項を陳述しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 弁明の件名
- (3) 弁明に係る不利益処分の原因となる事実その他事案の内容についての意見

- 2 前項の場合において、市長は、その陳述の内容を記録し、これを当該陳述をした者に読み聞かせて誤りのない事を確認し、当該陳述をした者に署名させなければならない。

(準用規定)

第22条 この規則(第1条第1項を除く。)の規定は、帯広市行政手続条例(平成9年条例第2号)第13条第1項の規定により行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条中「法」とあるのは「帯広市行政手続条例(平成9年条例第2号。以下「条例」という。)」と、第3条、第4条第2項及び第4項、第5条第1項及び第3項並びに第6条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第7条第1項中「法第18条第1項の規定による資料の閲覧」とあるのは「条例第18条第1項の規定による資料の閲覧及び条例第36条第1項の規定による資料の写しの交付」と、同条第3項、第8条及び第9条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第11条中「法」とあるのは「条例」と、「法律」とあるのは「他の条例」と、第12条、第13条並びに第14条第1項及び第2項中「法」とあるのは「条例」と、第15条第1項中「法第24条第4項の規定により閲覧を請求」とあるのは「条例第24条第4項の規定により閲覧を請求し、及び条例第36条第2項の規定により写しの交付を請求」と、第16条中「法」とあるのは「条例」と、第18条中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、第20条第1項中「法第29条」とあるのは「条例第27条」と、同条第2項中「法」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長又は主宰者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(帯広市建築基準法に基づく聴聞規則の一部改正)

2 帯広市建築基準法に基づく聴聞規則(昭和46年規則第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成9年5月16日規則第53号)

この規則は、帯広市行政手続条例(平成9年条例第2号)の施行の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第25号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

聴 聞 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

帯広市長 印

次のとおり聴聞を行いますので通知します。

予定される不利益処分 の内容及び根拠となる 法令の条項	
不利益処分の原因とな る事実	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所在地	

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧又は写しの交付を求めることができます。

様式第2号（第4条関係）

聴聞期日変更申出書

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる聴聞の期日については、次のとおりやむを得ない理由があるので、変更を申し出ます。

理 由	
-----	--



様式第3号（第4条関係）

聴聞期日変更通知書

第 号  
年 月 日

様

帯広市長 印

年 月 日に において行うこととしていた聴聞の期日を次のとおり変更したので通知します。

	変 更 前	変 更 後
聴聞の期日		

様式第4号（第5条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

帯広市長 様

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる聴聞については、次の者を  
代理人に選任したので届け出ます。

住 所	
氏 名	
生年月日	
職 業	
当事者との 関 係	

備考 代理人に対して聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した委任状を添付すること。

様式第5号（第6条関係）

聴 聞 参 加 許 可 申 請 書

年 月 日

主宰者 様

住 所  
氏 名

年 月 日に において行われる聴聞について、次の理由により利害関係を有するので、参加を申請します。

当該聴聞に係る 不利益処分につき利害関係を 有する理由	
-----------------------------------	--

様式第6号（第6条関係）

聴 聞 参 加 許 可 書

第 号  
年 月 日

様

主宰者 印

年 月 日付けで申請のありました聴聞への参加については、次の理由により利害関係を有する者と認められますので、許可します。

当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有する理由	
---------------------------	--

様式第7号（第7条関係）

文書等閲覧・写しの交付申請書

年 月 日

帯広市長 様

住 所  
氏 名

次のとおり資料の閲覧・写しの交付を求めます。

閲覧・写しの交付を求めようとする資料	
--------------------	--

様式第8号（第7条関係）

文書等閲覧・写しの交付許可書

第 号  
年 月 日

様

帯広市長 印

年 月 日付で申請のありました資料の閲覧・写しの交付については、次のとおり許可します。

閲覧・写しの 交付の日時	
閲覧・写しの 交付の場所	

様式第9号（第9条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる聴聞については、次のとおり補佐人を出頭させたいので申請します。

補佐人	住 所	
	氏 名	
当事者との関係 参加人		
補佐させようとする事項		

様式第10号（第9条関係）

補佐人出頭許可書

第 号  
年 月 日

様

主宰者 印

年 月 日付けで申請のありました補佐人の出頭については、次のとおり許可します。

補佐人	住 所	
	氏 名	
補佐をする事項		



様式第11号（第11条関係）

審 理 公 開 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

帯広市長 印

年 月 日に において行われる聴聞については、次の理由  
により公開とすることに決定したので通知します。

公開とする 理 由	
--------------	--

様式第 12 号 (第 12 条関係)

陳 述 書

年 月 日

主宰者 様

住 所  
氏 名

次のとおり陳述します。

聴聞の件名	
聴聞に係る 不利益処分 の原因とな る 事 実	
当該事案の 内容につい ての 意 見	

様式第13号（第13条関係）

聴 聞 続 行 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

主宰者 印

年 月 日に において行った聴聞を次のとおり続行するの  
で通知します。

聴聞の期日	
聴聞の場所	

様式第14号（第14条関係）

聴 聞 調 書

第 号  
年 月 日

職 名  
主宰者 氏 名 印

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
※当事者の住所及び氏名 代理人・補佐人の 住 所 及 び 氏 名	
※参加人の住所及び氏名 代理人・補佐人の 住 所 及 び 氏 名	
※職員の職名及び氏名	
聴聞の期日に出頭しな かった当事者等の住所及び 氏 名	
当事者が聴聞に出頭しな かったことについての正 当 な 理 由 の 有 無	

当事者等の陳述の要旨 陳述書における意見の 陳述を含む。	
※ 職員の陳述の要旨	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき 事 項	

備考

- 1 「当事者等」とは、当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人をいう。
- 2 聴聞の期日における審理が行われなかった場合は、※の欄は記入しないこと。

様式第15号（第14条関係）

報 告 書

第 号  
年 月 日

職 名  
主宰者 氏 名 印

不利益処分の原因 となる事実に対す る当事者等の主張	
不利益処分の原因 となる事実に対す る当事者等の主張 に理由があるかど うかについての意 見	
意 見 の 理 由	

備考 「当事者等」とは、当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人をいう。

様式第16号（第15条関係）

聴聞調書  
報告書 閲覧・写しの交付申請書

年 月 日

主宰者又は帯広市長 様

住 所  
氏 名

次のとおり聴聞調書の閲覧・写しの交付を求めます。

閲覧・写しの交付 を求めようとする 聴聞調書の件名 報告書	
--	--

様式第17号（第15条関係）

聴聞調書  
報告書 閲覧・写しの交付許可書

第 号  
年 月 日

様

主宰者又は 市長 印

年 月 日付で申請のありました聴聞調書の閲覧・写しの交付については、次のとおり許可します。

閲覧・写しの 交付の日時	
閲覧・写しの 交付の場所	



様式第18号（第16条関係）

聴 聞 再 開 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

主宰者 印

次のとおり聴聞を再開しますので通知します。

聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞を再開する理由	

様式第 19 号 (第 18 条関係)

弁明機会の付与通知書

第 号  
年 月 日

様

帯広市長 印

次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先 (出頭すべき場所)	
弁明書の提出期限 (出頭すべき日時)	

備考 上記表中「(出頭すべき場所)」及び「(出頭すべき日時)」については、口頭による弁明の機会を付与したときに限り記入するものとする。

様式第20号（第19条関係）

弁 明 書

年 月 日

帯広市長 様

住 所

氏 名

印

月 日付で弁明の機会の付与通知のあった件について次のとおり弁明します。

弁明に係る不利益処分の原因となる事実	
当該事実の内容についての意見	

様式第 21 号 (第 20 条関係)

弁明の期日変更申出書

年 月 日

帯広市長 様

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる弁明の期日については、次のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

理 由	
-----	--

様式第1号 (第3条関係)  
様式第2号 (第4条関係)  
様式第3号 (第4条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第6条関係)  
様式第7号 (第7条関係)  
様式第8号 (第7条関係)  
様式第9号 (第9条関係)  
様式第10号 (第9条関係)  
様式第11号 (第11条関係)  
様式第12号 (第12条関係)  
様式第13号 (第13条関係)  
様式第14号 (第14条関係)  
様式第15号 (第14条関係)  
様式第16号 (第15条関係)  
様式第17号 (第15条関係)  
様式第18号 (第16条関係)  
様式第19号 (第18条関係)  
様式第20号 (第19条関係)  
様式第21号 (第20条関係)